

判決年月日	平成 2 4 年 1 0 月 2 9 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成 2 4 年（行ケ）第 1 0 0 7 6 号		
○ 名称を「ヒンダードフェノール性酸化防止剤組成物」とする発明につき、発明の詳細な説明に記載された発明で、発明の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるとは認められないなどとして、特許出願拒絶査定に対する不服審判請求を不成立とした審決を、サポート要件の判断に誤りがあるとして取り消した事例			

（関連条文）特許法 3 6 条 6 項 1 号

1 事案の概要

本件は、特許出願拒絶査定に対する不服審判請求を不成立とした審決の取消訴訟である。争点は、特許法 3 6 条 6 項 1 号該当性（サポート要件）の有無である。

2 裁判所の判断

(1) 本願明細書の記載によれば、本願発明の課題は、従来のメチレン架橋化多環ヒンダードフェノール性酸化防止剤組成物よりも、向上した酸化安定性、向上した油溶解性、低い揮発性及び低い生物蓄積性を有するものを得ることと認められる。

(2) 発明の詳細な説明には、非常に低レベルの O T B P、D T B P 及び T T B P の単環ヒンダードフェノール化合物を含有することによって、従来のメチレン架橋化多環ヒンダードフェノール性酸化防止剤組成物よりも向上した油溶解性を有する組成物を得ることができ、また、低い揮発性を有し、その結果、向上した酸化安定性を有する組成物を得ることができる点が記載されているといえることができるから、発明の詳細な説明の記載から、本願発明の構成を採用することにより本願発明の課題が解決できると当業者は認識することができる。

したがって、発明の詳細な説明は、請求項 1 に係る発明について、その発明の課題を解決できると当業者が認識できる範囲のものとして記載されているといえることができるから、請求項 1 に係る発明は発明の詳細に記載されているといえることができる。これとは異なるサポート要件に関する審決の判断には誤りがある。